

第6期川辺町障がい福祉計画・  
第2期川辺町障がい児福祉計画

互いに個性を認め、支え合える  
笑顔があふれるまちの実現

令和3年3月

川 辺 町

## 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 法令改正等の動き.....	2
3 計画の性格.....	3
4 計画の対象等.....	5
5 計画の策定体制.....	5
6 本計画策定におけるポイント.....	6
<b>第2章 本町の障がい福祉等を取り巻く状況</b> .....	7
1 障がい者を取り巻く現状.....	7
2 障がい福祉サービスの利用状況.....	12
3 地域生活支援事業の利用状況.....	18
4 障がい児福祉サービスの利用状況.....	24
5 成果目標の達成状況.....	26
6 事業所ヒアリング調査の結果.....	28
<b>第3章 基本目標と基本方策</b> .....	31
1 基本目標.....	31
2 サービス提供に向けた基本方針.....	32
<b>第4章 計画の数値目標の確保方策</b> .....	33
1 国の基本指針.....	33
2 本計画の成果目標.....	34
3 障がい福祉サービス等の見込み量及び確保方策.....	38
4 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策.....	42
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	49
6 発達障がい者等に対する支援.....	50
7 障がい児福祉サービス等の見込み量及び確保方策.....	51
8 子ども・子育て支援.....	52
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	53
1 関係機関との連携.....	53
2 目標値の確認と進捗管理.....	53

資料編.....	54
1 川辺町障害福祉計画等策定委員会条例.....	54
2 川辺町障害福祉計画等策定委員会委員名簿.....	56
3 用語解説.....	57

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

---

我が国では、さまざまな障がい者制度改革が進められています。平成15年には、行政がサービスの利用先や内容を決定する措置制度から、障がい者が、自身に必要なサービスの利用先や内容を選択できる支援費制度へと転換しました。

また、平成18年には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）が用いられるようになりました。これにより、支援費制度の対象を身体障がい者及び知的障がい者に加え、精神障がい者も対象とし、障がい種別のサービス体系を一元化することとしました。

その後、平成25年には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」となりました。障がい者が地域社会において日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができ、どこで誰と生活するのかが選ぶことができる機会が確保されました。そして、地域社会での共生や日常生活又は社会生活における障壁を除去するための施策を、総合的かつ計画的に推進することとしています。

障がい児への施策については、平成28年の児童福祉法改正により、「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられ、障がい児の支援のニーズの多様化に対応するための支援の充実を図ることとしています。

このような状況を踏まえながら、川辺町（以下、「本町」とする。）では、「障害者基本法」の目的である「障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するため、平成29年度に「川辺町第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下、「前回計画」とする。）を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、前回計画が令和2年度をもって計画期間を終了することから、これまでの障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の実施状況の見直しと、障がい福祉サービス等の一層の推進を目的に「第6期川辺町障がい福祉計画・第2期川辺町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とする。）を策定します。

## 2 法令改正等の動き

### ■障がい福祉関連法令等の動向

年	法・制度・動向	ポイント
H23	[改正]障害者基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定及び障がい者の定義の見直し</li> <li>地域社会における共生</li> <li>差別の禁止</li> </ul>
H24	[改正]障害者自立支援法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹相談支援センターの設置や、計画相談支援の必須化が盛り込まれるなど、相談支援体制の強化</li> </ul>
	[改正]児童福祉法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児施設の再編</li> <li>放課後等デイサービス等の創設</li> </ul>
	障害者虐待防止法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待を発見した者に通報の義務付け</li> <li>虐待防止等の具体的スキームの制定</li> <li>障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け</li> </ul>
H25	障害者総合支援法施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念の制定</li> <li>障がい者の範囲見直し(難病等を追加)</li> <li>支給決定のあり方は法施行後3年を目途に見直す</li> </ul>
	障害者雇用率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業2.0%、国、地方公共団体等2.3%、都道府県等教育委員会2.2%へ</li> </ul>
H27	難病法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費助成の対象となる難病の範囲を拡大(順次拡大)</li> </ul>
H28	障害者差別解消法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止</li> </ul>
	[改正]障害者雇用促進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える</li> <li>障害者権利条約の批准に合わせた障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務化</li> </ul>
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が望む地域生活の支援</li> <li>障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応</li> <li>サービスの質の確保・向上に向けた環境整備</li> </ul>
H30	障害者基本計画(第4次)策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者本位の総合的・分野横断的な支援</li> <li>障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援</li> <li>障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進</li> <li>社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進</li> </ul>
	障害者雇用率引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業2.2%、国、地方公共団体等2.5%、都道府県等教育委員会2.4%へ</li> <li>障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる</li> </ul>
	障害者文化芸術推進法施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進</li> <li>地方公共団体に計画策定が努力義務化</li> </ul>
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>

## 3 計画の性格

---

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、本町における障がい者の人権を保障し、障がい福祉施策を円滑に実施するために、障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

### (2) 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「川辺町総合計画」や、福祉分野の上位計画である「川辺町地域福祉計画」との整合を図ります。

また、平成 29 年度に、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定した「川辺町第 3 期障がい者計画」では、障がい者施策全般における基本的な方針を決定しました。

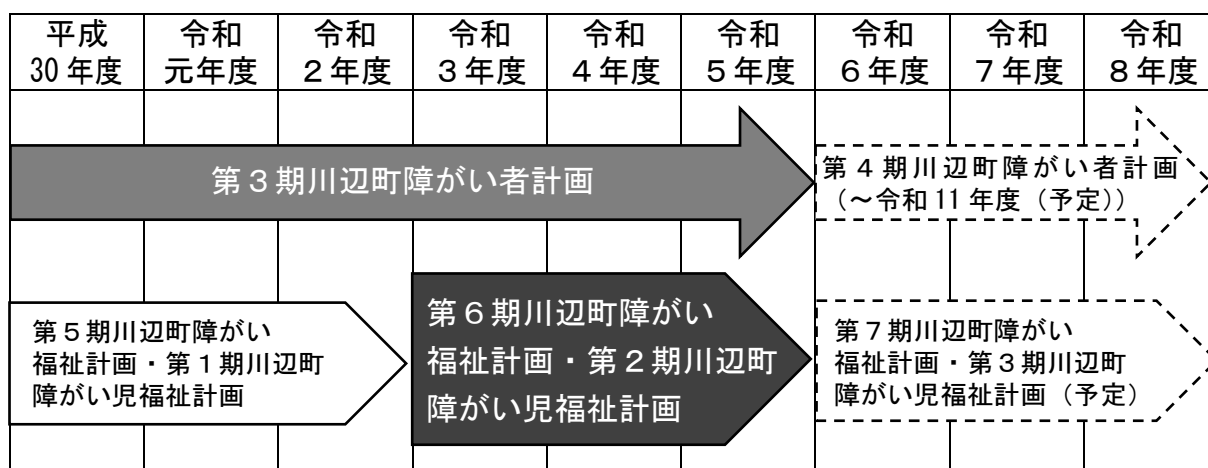
本計画では、「川辺町第 3 期障がい者計画」と一体的な推進ができるよう、各種障がい者福祉施策を推進します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。計画の最終年度である令和5年度には、本計画の評価・検証を行うこととします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

#### ■ 計画の期間



## 4 計画の対象等

---

本計画の対象である「障がい者」の定義については、「障害者基本法」第2条第1項に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」人をいいます。高次脳機能障がいや難病の患者も、この定義の「障がい者」に含まれます。

また、「障がい児」の定義については、「児童福祉法」第4条第2項に基づき、「身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（「発達障害者支援法」第二条第二項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度」である18歳未満の人をいいます。

## 5 計画の策定体制

---

本計画は、以下の経過を経て策定しました。

### （1）障がい福祉に関する事業所ヒアリング調査の実施

令和2年8月21日から9月7日にかけて、過去3年間で本町においてサービス提供実績のある事業所を対象とし、障がい福祉に関するシートを用いたヒアリング調査を行いました。

### （2）策定委員会の開催

障がい福祉団体・事業所等の代表等から構成される「川辺町障害福祉計画等策定委員会」を設置し、本計画の内容に関して検討を重ねました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、令和3年2月10日から3月9日にかけて、パブリックコメントを実施しました。



## 6 本計画策定におけるポイント

### ■基本指針の見直しの主なポイント

(令和2年5月19日告示「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」)

項目		内容（抜粋）
1	地域における生活の維持及び継続の推進	グループホームの整備等、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制の確保。
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加。 アルコール、薬物等への依存症対策を推進。
3	福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援、就労定着支援の取り組みを推進。 就労継続支援A型及びB型について成果目標を追加。
4	「地域共生社会」の実現に向けた取り組み	地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等。
5	発達障がい者等支援の一層の充実	ペアレントトレーニング等の支援体制を確保。 発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保。
6	障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進。 重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の整備。
7	相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制に関して各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行う。
8	障がい者の社会参加を支える取り組み	都道府県等による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置。 視覚障がい者等の読書環境の整備。
9	障がい福祉サービス等の質の向上	サービスの質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加。
10	障がい福祉人材の確保	研修の実施、多職種間の連携の推進、積極的な周知・広報等。

## 第2章 本町の障がい福祉等を取り巻く状況

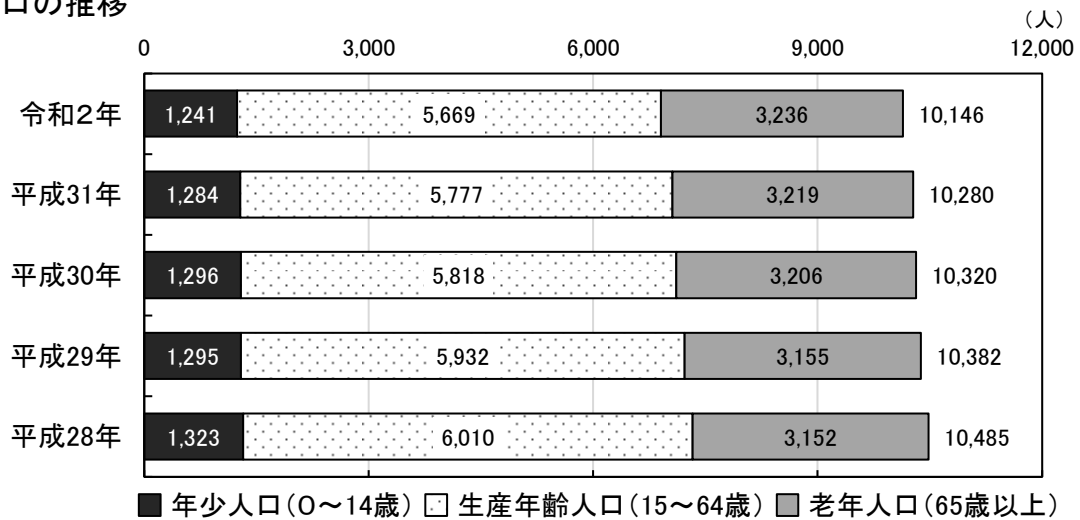
### 1 障がい者を取り巻く現状

#### (1) 人口の状況

本町の人口をみると、令和2年3月31日現在で10,146人となっており、継続して減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加しています。

#### ■人口の推移

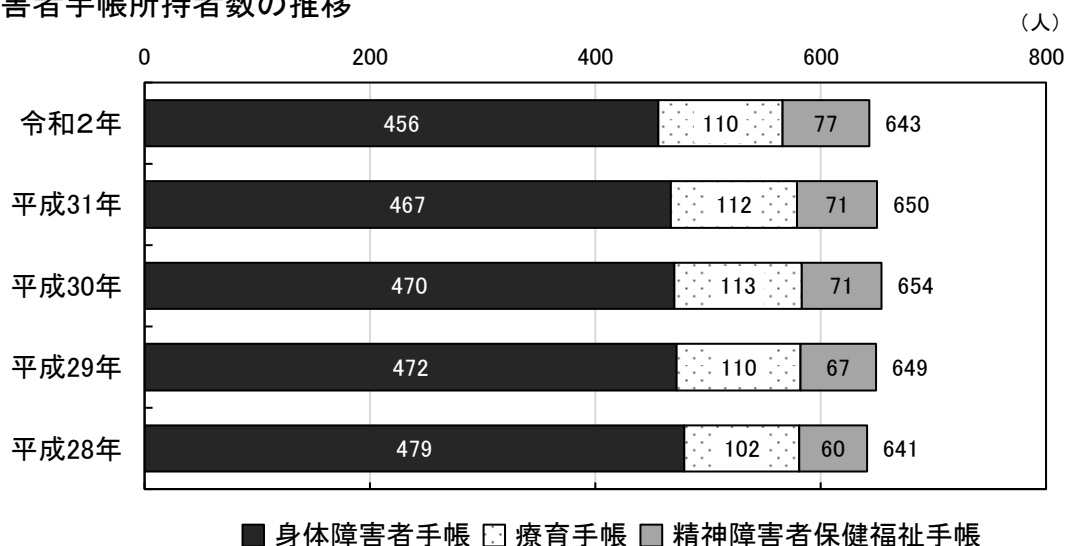


※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 住民課

## (2) 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数の総数を見ると、650人前後で推移しており、令和2年3月31日現在、身体障害者手帳所持者数が456人、療育手帳所持者数が110人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が77人となっています。

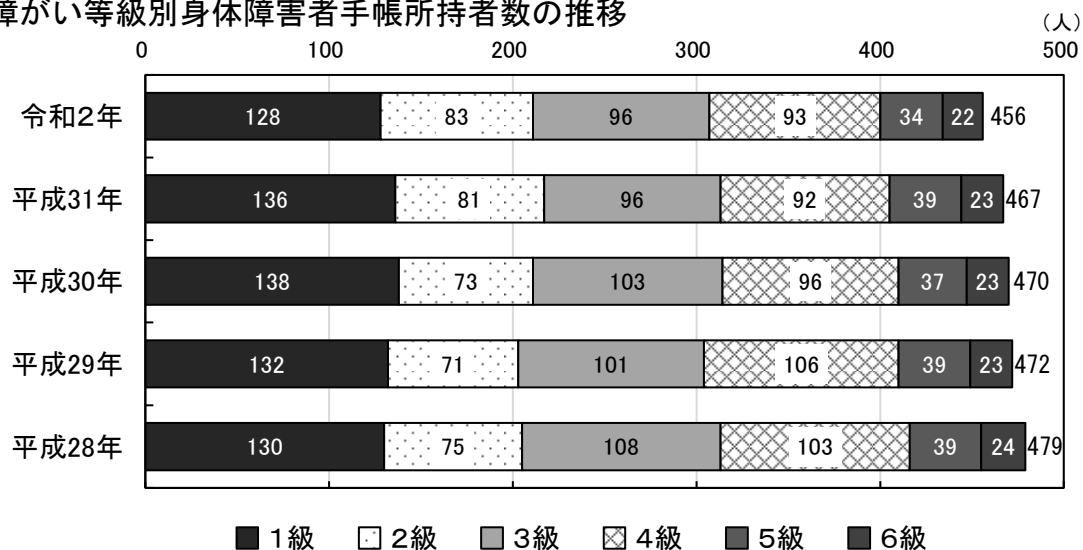
### ■ 障害者手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、減少傾向となっています。障がい等級別にみると、1級が最も多くなっています。

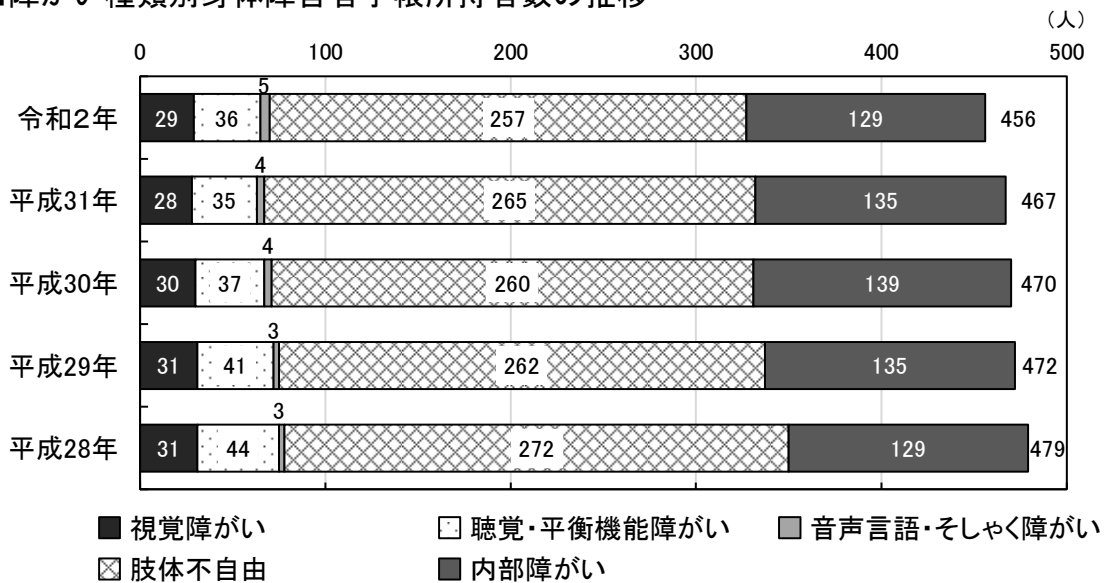
### ■ 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

身体障害者手帳所持者数を障がい種類別にみると、いずれも肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

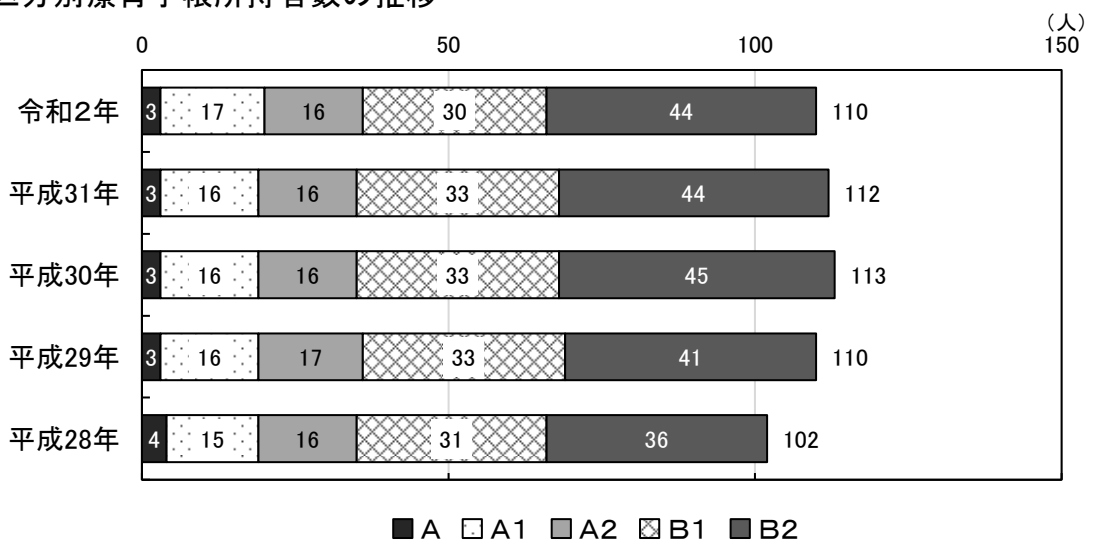


※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

療育手帳所持者数の推移をみると、平成28年から平成29年に増加し、以降ほぼ横ばいとなっています。

判定区分別にみると、B2（軽度）が最も多くなっています。

■判定区分別療育手帳所持者数の推移

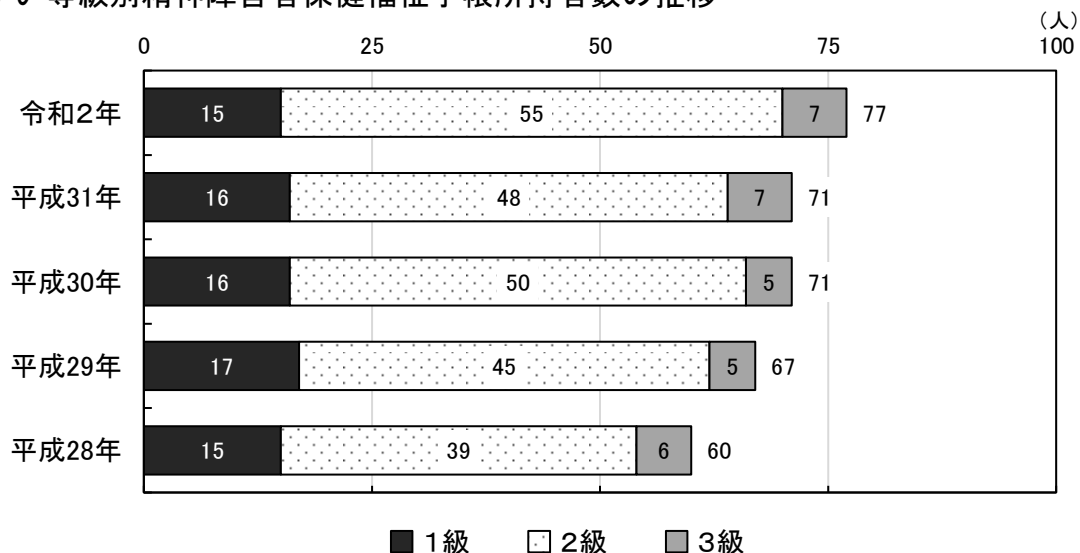


※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向となっており、平成28年から令和2年の4年間で1.28倍となっています。

障がい等級別にみると、2級が最も多く、かつ増加傾向となっています。

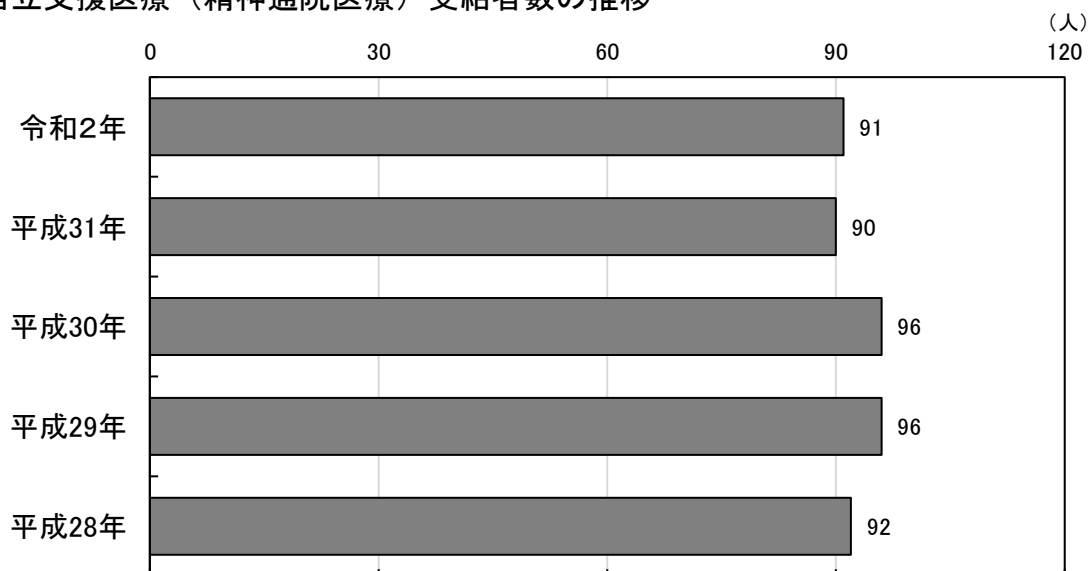
■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、90人台で推移しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

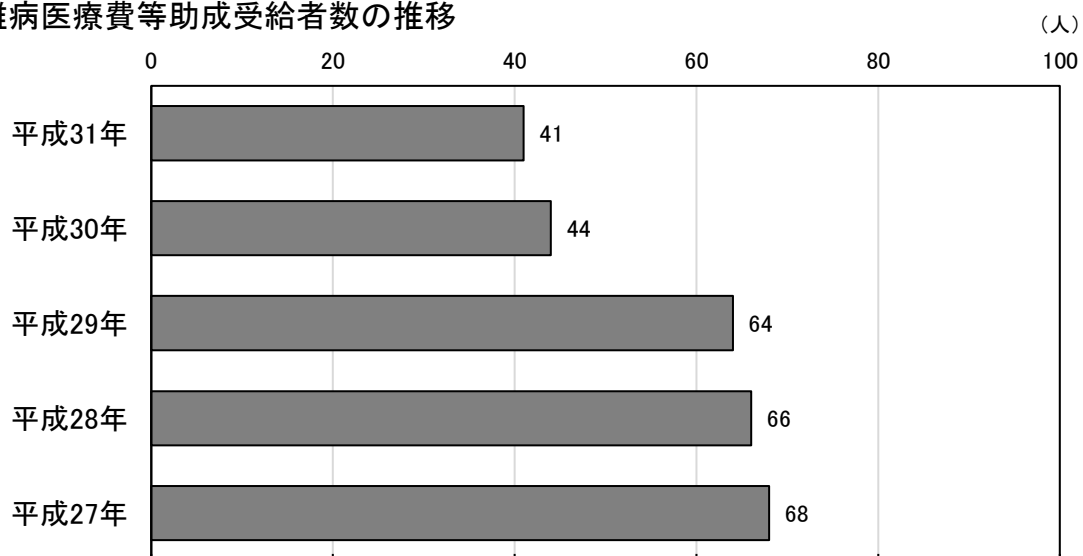


※各年3月31日現在  
資料：川辺町役場 健康福祉課

### (3) 難病患者等の状況

難病医療費等助成受給者数をみると、一貫して減少傾向となっています。

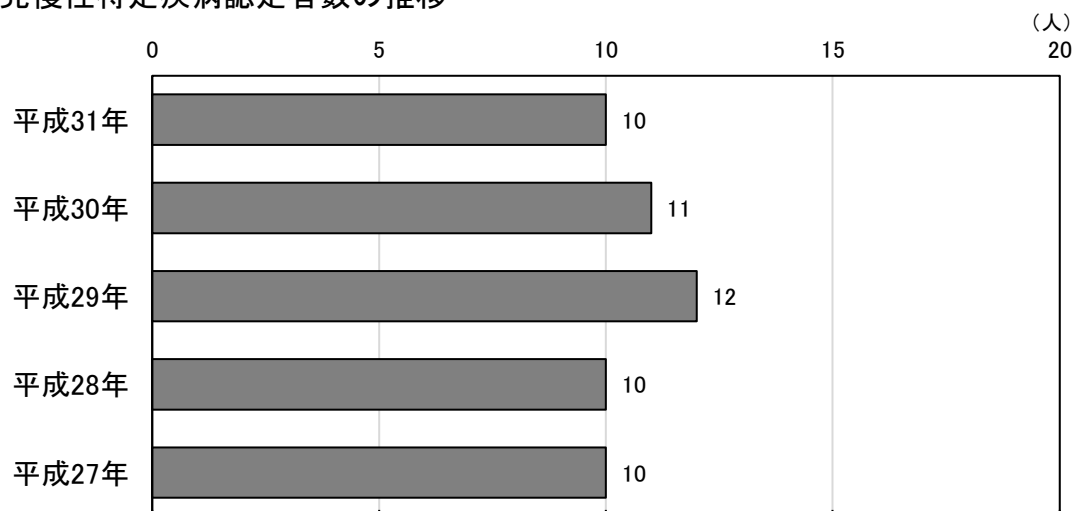
#### ■ 難病医療費等助成受給者数の推移



※各年3月31日現在  
資料：可茂保健所

小児慢性特定疾病認定者数をみると、10人程度で推移しています。

#### ■ 小児慢性特定疾病認定者数の推移



※各年3月31日現在  
資料：可茂保健所

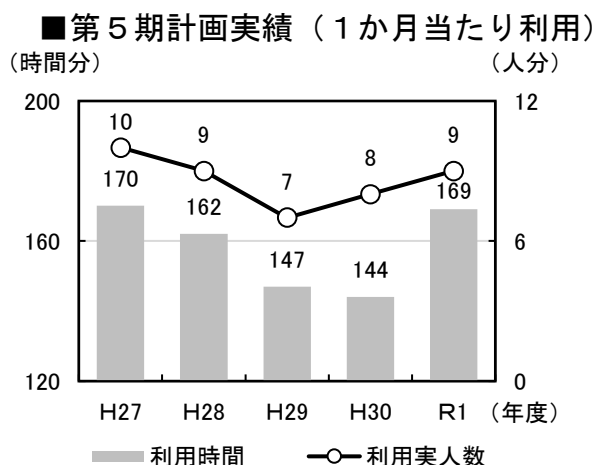
## 2 障がい福祉サービスの利用状況

### (1) 訪問系サービスの利用状況

#### ①居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

利用実人数は、減少傾向にあったものの、平成 30 年度以降は増加傾向となっています。令和元年度は、1 か月当たり利用実人数は 9 人分で、利用時間は 169 時間分の利用実績となっています。



#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者もしくは知的障がい又は精神障がいで、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

#### ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出をする際に、移動に必要な情報の提供や援護等の外出支援を行うサービスです。

平成 30 年度まで利用時間が増加傾向にありましたが、令和元年度は、平成 27 年度以降最も少ない利用時間となっています。

#### ■ 第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用実人数 (人分)	1	1	1	2	1
利用時間 (時間分)	7	12	20	46	2

#### ④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいがあり、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあり、知的障がいや精神障がいにより行動上著しく困難を有する人に対し、居宅介護や重度訪問介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

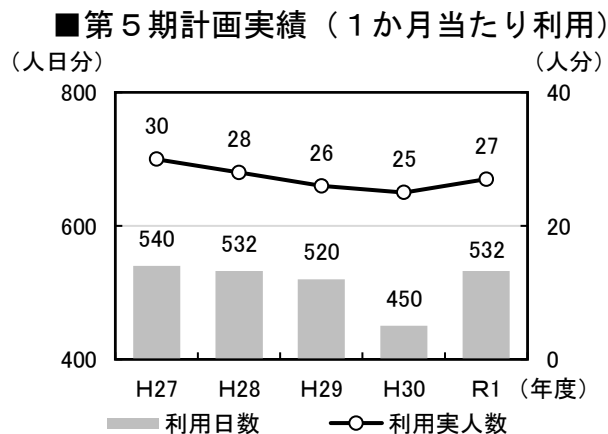
本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

### (2) 日中活動系サービスの利用状況

#### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

本町の令和元年度の利用実績は 1 か月当たり利用実人数は 27 人分で、利用日数は 532 人日分となっています。



#### ②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。



### ③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。

本町では、宿泊型自立訓練を利用しながら自立支援（生活訓練）を行っています。平成 29 年度に 1 か月当たり利用実人数は 1 人分となり、それに伴い利用時間が減少しましたが、それ以外では 1 か月当たり利用実人数は 2 人分で、利用時間は 40 時間前後となっています。

#### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用実人数（人分）	2	2	1	2	2
利用時間（時間分）	40	44	22	44	38

### ④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を習得するために訓練を行うサービスです。

本町では、平成 29 年度まで利用がありましたが、平成 30 年度以降に、サービスを利用した人はいません。

#### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）

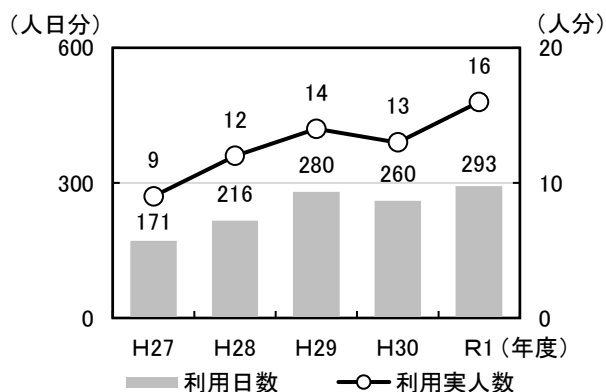
年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用実人数（人分）	1	1	1	0	0
利用日数（時間分）	17	17	2	0	0

### ⑤就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度以降、1 か月当たりの利用実人数・利用日数ともに増加傾向となっています。

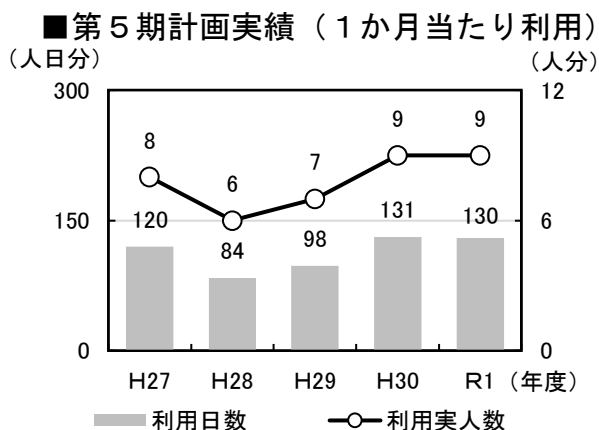
#### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）



## ⑥就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

本町では、平成28年度に利用実人数・利用日数ともに減少しましたが、その後ともに増加しています。



## ⑦就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うサービスです。

本町では、平成27年度から令和元年度までの5年間に、サービスを利用した人はいません。

## ⑧療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

本町では、平成29年度以降、1か月当たり利用実人数が2人となっています。

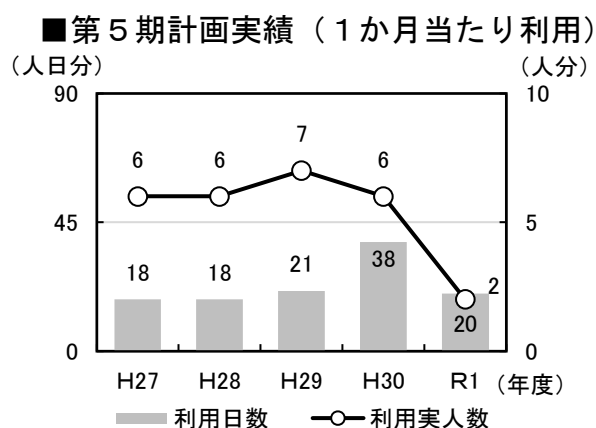
### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用実人数 (人分)	1	1	2	2	2

## ⑨短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の際などに、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で実施する、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

本町では、1か月当たりの利用日数が20人日分前後で推移していますが、平成30年度のみ約2倍となっています。



## ⑩短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の際などに、短期間、夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設等で実施する、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

## （3）居住系サービスの利用状況

### ①自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者の一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

### ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間のサービス利用実人数は 1 か月当たり 3～4 人となっています。

#### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）

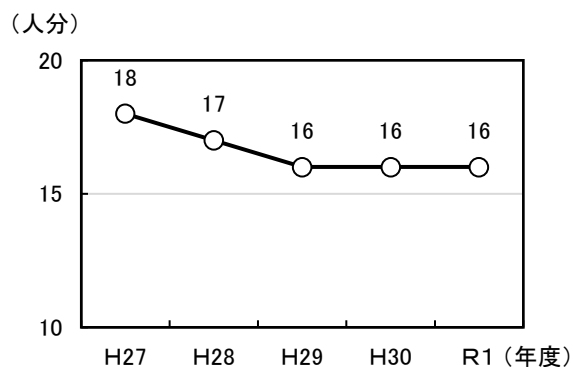
年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用実人数（人分）	3	3	3	4	4

### ③施設入所支援

施設に入所する人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

本町では、平成 27 年度から平成 29 年度まで利用実人数が減少しましたが、その後横ばいとなっています。

#### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）

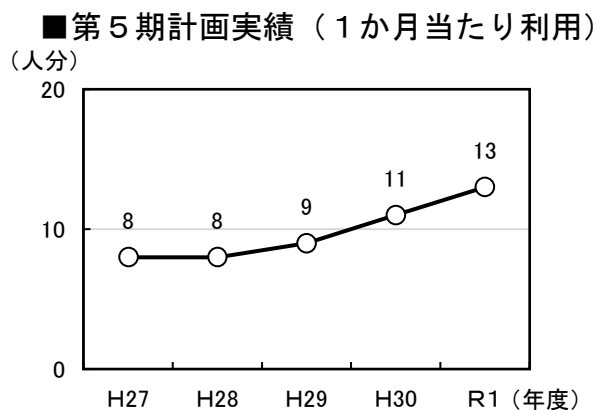


## (4) 相談支援の利用状況

### ①計画相談支援

サービスの利用にあたり、利用するサービスの種類や内容に関する「サービス等利用計画」の作成を行うサービスです。

本町での利用実人数は増加傾向で、令和元年度は1か月当たり13人分の利用実績となっています。



### ②地域移行支援

障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービスです。

本町では、平成27年度から令和元年度までの5年間に、サービスを利用した人はいません。

### ③地域定着支援

居宅において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービスです。

本町では、平成30年度の1か月当たり利用実人数は1人分、令和元年度は2人分の利用実績となっています。

#### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用実人数 (人分)	0	0	0	1	2

### 3 地域生活支援事業の利用状況

---

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活を送る際に生じる「社会的障壁」をなくし、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動等を行う事業です。

本町では、町や社会福祉協議会の広報誌等に障がいに関する情報を掲載し、周知しています。また、障がい者が関わる団体や事業所と連携し、町内の企業や教育機関での障がいの理解を促進する事業を実施しています。

##### ②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援する事業です。

本町では、障がい者が活動するサロンや、スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進の支援を、情報や活動場所の提供等を通じて行っています。

##### ③相談支援事業

障がい者やその保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、権利擁護等の支援を行う事業です。

本町では、相談支援事業者との連携及び地域自立支援協議会の活性化により、地域の実情や障がいの特性に応じた相談支援体制を整備しています。このほか、障害者相談支援事業所を7か所、基幹相談支援センターを1か所設置し、相談支援体制の強化を進めています。

また、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行っています。

##### ④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用において、成年後見制度を利用することが効果的と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに必要な経費のすべて又は一部を補助する事業です。

本町では、平成27年度から令和元年度までの5年間に、サービス利用した人はいません。

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

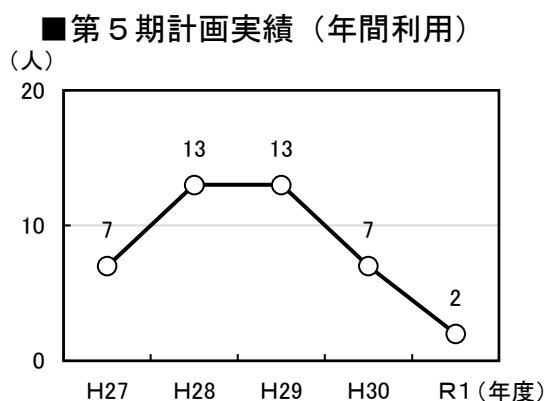
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。

本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービス利用した人はいません。

### ⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

障がい者と障がいのない人の意思疎通の支援を行う者（手話通訳者）の派遣を行う事業です。

本町では、平成 28 年度及び平成 29 年度で利用者数が最も多くなっています。



### ⑦日常生活用具給付等事業

#### ア 介護・訓練支援用具

障がい者を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイス等のうち、障がい者及び介護者が容易に利用でき、実用性がある用具を給付又は貸与します。

本町では、平成 28 年度以降、利用件数は各年度 1 件となっています。

#### ■ 第 5 期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	0	1	1	1	1

#### イ 自立生活支援用具

障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用でき、実用性のある用具を給付又は貸与します。

本町では、平成 27 年度以降、利用件数は各年度 1～3 件となっています。

#### ■ 第 5 期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	1	2	2	1	3

### ウ 在宅療養等支援用具

障がい者の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用でき、実用性のある用具を給付又は貸与します。

本町では、平成 30 年度に 3 件、令和元年度に 1 件の利用があります。

#### ■第 5 期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	0	0	0	3	1

### エ 情報・意思疎通支援用具

障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用でき、実用性のある用具を給付します。

本町では、平成 30 年度の利用が 4 件と最も多くなっています。

#### ■第 5 期計画実績（年間利用）

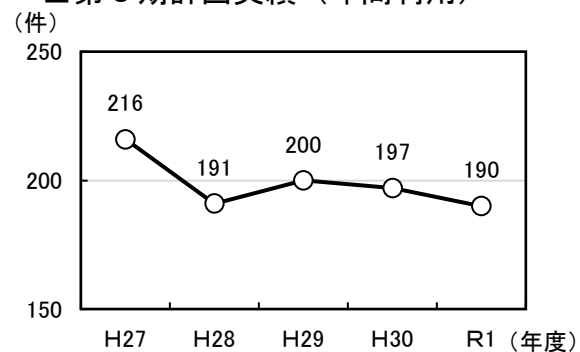
年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	1	1	0	4	1

### オ 排せつ管理支援用具

障がい者の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者が容易に使用でき、実用性のある用具を給付又は貸与します。

本町では、平成 27 年度以降、毎年 200 件前後の利用があります。

#### ■第 5 期計画実績（年間利用）



### カ 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴う用具を給付又は貸与します。

本町では、平成 30 年度に 2 件、令和元年度に 1 件の利用があります。

#### ■第 5 期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	0	0	0	2	1

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行う手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

本町では、平成 28 年度以降、美濃加茂市及び加茂郡広域と連携しながら手話講座を実施しています。

### ■第 5 期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
受講者数（人）		1	1	3	3

## ⑨移動支援事業

障がい者の社会参加につながるよう、外出のための支援を行う事業です。

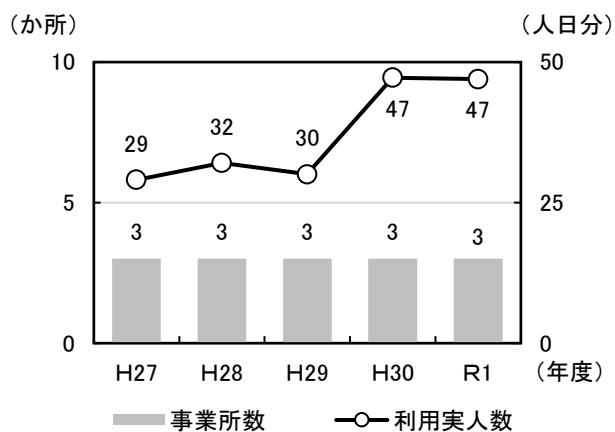
本町では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に、サービスを利用した人はいません。

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。また、基礎的事業に加え、専門職員等の配置により、機能を強化する事業です。

本町では、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、利用実人数が増加となっています。

### ■第 5 期計画実績（1 か月当たり利用）





## (2) 任意事業

### ①訪問入浴サービス事業

歩行が困難等の事情により居宅での入浴が困難な重度障がいのある人の居宅を訪問し、入浴車にて入浴介護を行うサービスです。

本町では、1か月当たり4～8日程度の利用となっています。

#### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）

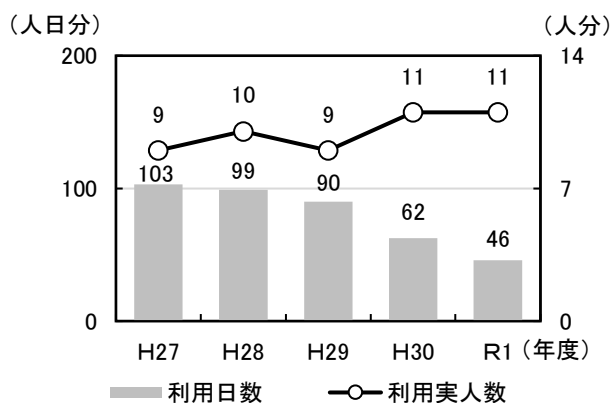
年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用実人数（人分）	1	1	1	2	1
利用日数（人日分）	7	4	8	6	5

### ②日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るサービスです。

本町では、利用実人数の大きな増減はありませんが、利用日数が年々減少となっています。

#### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）



### ③自動車運転免許取得・改造助成

#### ア 自動車運転免許取得費の助成

障がい者が、社会参加のために普通自動車運転免許を取得する場合に、取得費用の一部を助成します。

本町では、平成28年度以降、サービスを利用した人はいません。

#### ■第5期計画実績（年間利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用件数（件）	1	0	0	0	0

## イ 重度身体障害者介助用自動車購入及び改造費助成事業

在宅の重度身体障がい者が、社会参加のため所有する自動車を購入・改造する必要がある場合に、購入・改造に要する費用の一部を助成します。

本町では、平成 29 年度以降利用があり、令和元年度の利用件数は 4 件となっています。

### ■第 5 期計画実績（年間利用）

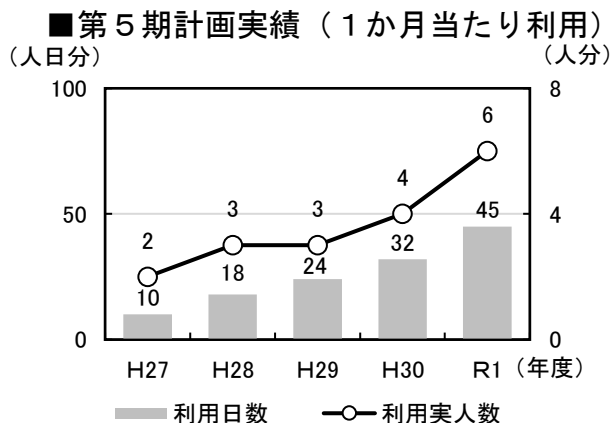
年度	H27	H28	H29	H30	R 1
利用件数（件）	0	0	2	1	4

## 4 障がい児福祉サービスの利用状況

### (1) 児童発達支援

就学前の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービスです。

本町では、利用日数・利用実人数ともに増加となっています。



### (2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援及び治療を行うサービスです。

本町では、平成29年度以降の3年間で、サービスを利用した人はいません。

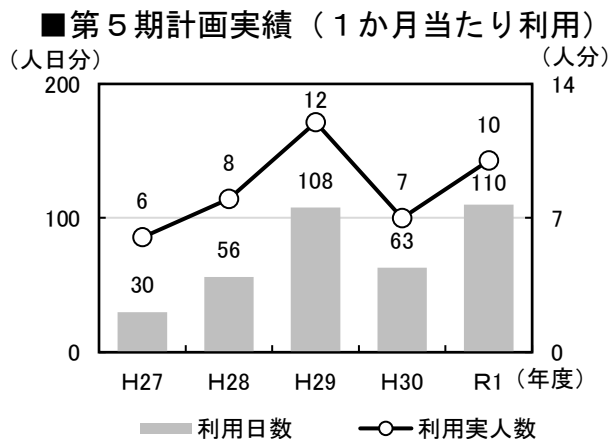
■第5期計画実績（1か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用実人数（人分）	1	1	0	0	0
利用日数（日分）	8	1	0	0	0

### (3) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。

本町では、平成29年度の利用実人数が最も多くなっています。



#### (4) 保育所等訪問支援

障がい児が障がい児以外の子どもとの集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービスです。

本町では、平成30年度まで利用がありましたが、令和元年度の利用はありませんでした。

##### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
利用実人数（人分）	1	1	1	1	0
利用日数（日分）	1	1	1	1	0

#### (5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合等に、居宅で1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するサービスです。

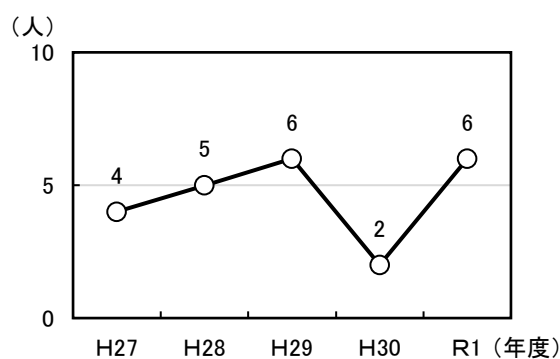
平成30年度から創設されたサービスですが、本町では、令和元年度までの2年間に、サービスを利用した人はいません。

#### (6) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

本町では平成27年度から利用が増加していましたが、平成30年度に減少し、令和元年度に再び増加となっています。

##### ■第5期計画実績（1か月当たり利用）



## 5 成果目標の達成状況

前回計画において、設定した成果目標の達成状況は、以下のとおりです。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年 4 月)
施設入所者	15 人	16 人
施設入所者の削減数	1 人	0 人
施設入所から地域生活へ移行した人数	2 人	0 人

資料：川辺町役場 健康福祉課

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年 4 月)
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域による協議の場の設置を検討	未整備

資料：川辺町役場 健康福祉課

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年 4 月)
地域生活支援拠点等の整備	基幹相談支援センターを核として面的整備の検討	中濃圏域で平成 30 年 4 月より基幹相談支援センターを核として面的整備済

資料：川辺町役場 健康福祉課

※中濃圏域…関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御崇町、白川町、東白川村の 5 市 7 町 1 村

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年 4 月)
福祉施設から一般就労への移行者	2 人	0 人
就労移行支援事業利用者数	2 人	0 人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	0%
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	令和元年度：100% 令和 2 年度：100%	令和元年度：0% 令和 2 年度：0%

資料：川辺町役場 健康福祉課

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	目標値 (平成 28 年度)	実績値 (令和 2 年 4 月)
児童発達支援センターの設置	令和 2 年度末までに 圏域 1 つ以上確保を 検討	中濃圏域に整備済
保育所等訪問支援の充実	構築済(継続)	構築済(継続)
主な重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後デイサービ ス事業所の確保	令和 2 年度末までに 圏域 1 つ以上確保を 検討	未整備
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	平成 30 年度までに協 議の場の設置を検討	未整備

資料：川辺町役場 健康福祉課

## 6 事業所ヒアリング調査の結果

### (1) 調査目的

本計画の策定にあたり、福祉サービスの利用状況などを把握し、計画策定や施策の推進のための検討資料を得る目的で実施しました。

### (2) 調査概要

区分	内容
調査地域	川辺町及び近隣市町村
調査対象	川辺町民の利用実績がある障がい福祉サービス提供事業所
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月21日～令和2年9月7日
配布件数	81件
有効回収件数	59件
有効回収率	72.8%

### (3) 主な調査結果

#### ①各種サービスの町民の利用状況及び利用者の動向

回答事業所の令和2年4月時点のサービス提供状況は、次のとおりとなっています。また、最近3年間の利用者の動向をみると、増えているサービスは、「短期入所」「就労継続支援（A型）」「計画相談支援」「障害児相談支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」となっています。

サービス種別	件数	町民の利用率	最近3年間の利用者の動向				
			増えている	減っている	変わらない	わからない	
介護給付	居宅介護	14	43.8%	1	1	3	0
	重度訪問介護	0	-	0	1	2	0
	同行援護	3	100.0%	0	0	1	0
	行動援護	0	0.0%	0	0	1	0
	生活介護	27	2.6%	4	6	4	0
	療養介護	2	0.9%	1	0	2	0
	短期入所	13	4.3%	6	2	5	0
	施設入所支援	14	1.9%	0	3	5	0

サービス種別	件数	町民の利用率	最近3年間の利用者の動向				
			増えている	減っている	変わらない	わからない	
訓練等給付	就労移行支援	0	0.0%	1	0	0	0
	就労継続支援(A型)	23	10.2%	6	0	5	0
	就労継続支援(B型)	12	5.8%	4	1	7	0
	自立訓練(機能訓練)	2	12.5%	0	0	1	0
	共同生活援助(グループホーム)	2	1.5%	0	1	5	0
相談支援	計画相談支援	63	3.0%	8	1	3	0
	地域移行支援	0	-	0	0	5	0
	地域定着支援	1	33.3%	1	0	5	0
通所支援 障害児	障害児相談支援	20	6.9%	5	0	2	0
	児童発達支援	9	6.4%	5	2	0	0
	医療型児童発達支援	1	5.6%	1	0	0	0
	放課後等デイサービス	32	14.0%	7	1	2	0
支援事業 地域生活	地域活動支援センター	35	4.3%	1	0	0	1
	移動支援	0	0.0%	0	0	2	0
	日中一時支援	4	3.1%	2	0	4	0

※各サービスの「最近3年間の利用者の動向」について最も回答数が多かった選択肢に色を付けています。

※下記のサービスについては回答がなかったため、上記表の一覧には掲載していません。

- 介護給付 : 重度障害者等包括支援
- 訓練等給付 : 就労定着支援/自立訓練(生活訓練)
- 障害児通所支援等 : 保育所等訪問支援/居宅訪問型児童発達支援

## ②サービスの拡充または開設について

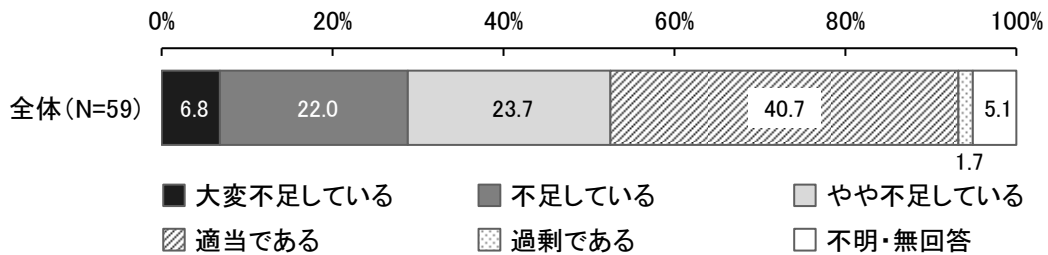
本計画の計画において、生活介護と短期入所でそれぞれ1事業所が拡充または新規開設予定となっています。

サービス名	項目	拡充または新規開設予定時期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	事業所数(か所)	-	1	-
	定員数(名)	-	5	-
短期入所	事業所数(か所)	1	-	-
	定員数(名)	2	-	-



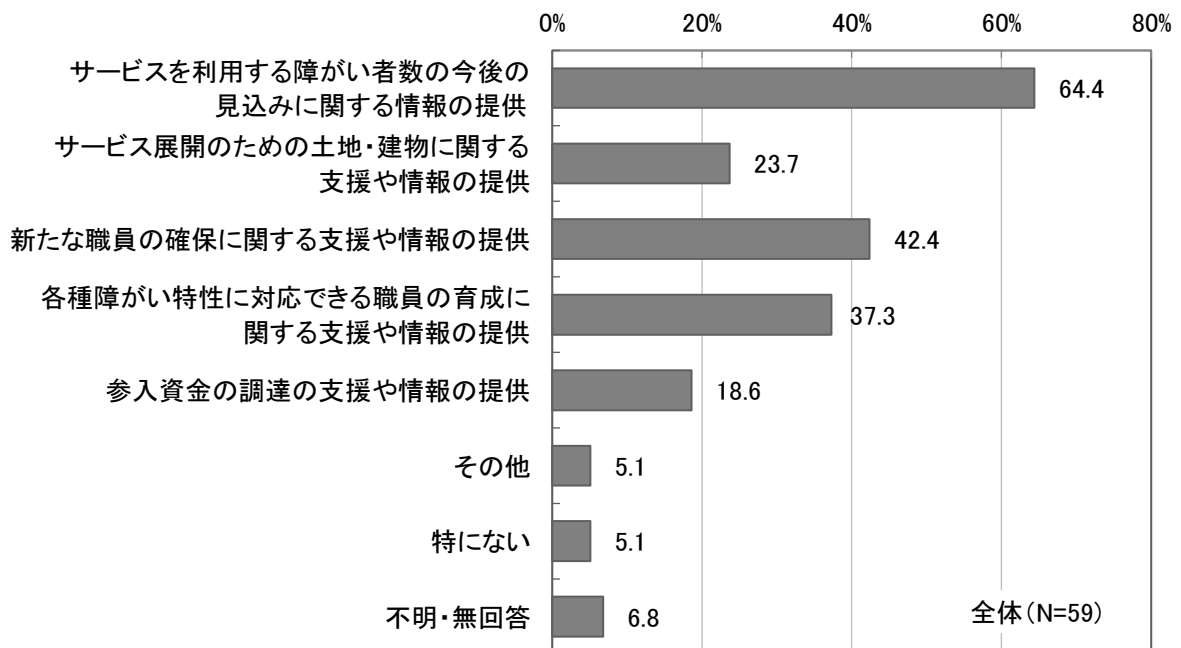
### ③事業所の職員の過不足状況について

事業所の業務量に対する職員の過不足状況は、「適当である」が40.7%と最も高く、次いで「やや不足している」が23.7%となっています。なお、『不足している』（「大変不足している」「不足している」及び「やや不足している」の合算）と感じている事業所は、全体の52.5%となっています。



### ④本町における障がい福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などの促進のために必要なこと

川辺町における障がい福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために行政として必要なことは、「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報の提供」が64.4%と最も高く、次いで「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が42.4%、「各種障がい特性に対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が37.3%となっています。



## 第3章 基本目標と基本方策

### 1 基本目標

---

「川辺町第5次総合計画」において、町の将来像として設定されている「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現のため、健康・福祉・医療の分野では「誰もが安心して暮らせるまちづくり」がまちづくりの方針として掲げられています。

また、障がい福祉を推進するためには、「障害者基本法」に位置付けられている『すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』といった目標を踏まえる必要があります。

本計画では、このような背景を基に、「互いに個性を認め、支え合える笑顔があふれるまちの実現」を継続して基本目標として設定します。

#### 【基本目標】

互いに個性を認め、支え合える  
笑顔があふれるまちの実現

## 2 サービス提供に向けた基本方針

---

本計画においては、国が示す障がい福祉計画の基本的理念を踏まえた上で、本町の現状に合わせて以下の基本方針を掲げ、障がい福祉サービス等の円滑な提供を図ります。

### (1) 利用者主体のサービス提供体制の充実

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しながら、障がい者が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けるとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

また、障がい者がその障がい種別によらず、地域で多様なサービスを受けることができるよう、中濃圏域の市町村との連携を図ります。

### (2) 地域生活の継続への支援

障がい者が自立して生活や就労がしやすい環境づくりに向け、地域生活の継続、就労の促進等に対応したサービス提供体制の整備を行います。

### (3) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいよう、障がい児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

### (4) サービスの質の向上

障がい者の重度化・高齢化が進む中でも、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、サービスの質を向上させる必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の強化等をはじめ、関係者の協力により取り組みを推進します。

# 第4章 計画の数値目標の確保方策

## 1 国の基本指針

本計画は、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえて策定します。主な内容は、以下のとおりです。

※下線部分は変更又は新規の内容

### (1) 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

### (4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

## 2 本計画の成果目標

障がい者の地域生活への移行や就労支援、障がい児の健やかな成長のため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本町や中濃圏域の実情を考慮し、設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国指針	①地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。		
	②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。		
本町の 目標	実績	施設入所者数	16人
	目標	①地域移行者数	1人
		②施設入所者数の削減	1人

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

国指針	地域生活支援拠点等の充実 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		
本町の 目標	実績	地域生活支援拠点等	整備済
	目標	①地域生活支援拠点等	整備済
		②地域生活支援拠点の運用状況の検証	実施

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

国指針	<p><b>①一般就労への移行者数</b>          令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上が令和 5 年度中に一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>ア. 就労移行支援事業          令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>イ. 就労継続支援（A型）          令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上とすることを基本とする。</p> <p>ウ. 就労継続支援（B型）          令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上とすることを基本とする。</p> <p><b>②就労定着支援事業利用者</b>          令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p><b>③就労定着支援事業の就労定着率</b>          就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。</p>		
本町の 目標	実績	①一般就労への移行者数	0 人
		ア. 就労移行支援事業	0 人
		イ. 就労継続支援（A型）	0 人
		ウ. 就労継続支援（B型）	0 人
		②就労定着支援事業利用者	0 人
		③就労定着支援事業の就労定着率	0.0%
	目標	①一般就労への移行者数	1 人
		ア. 就労移行支援事業	1 人
		イ. 就労継続支援（A型）	1 人
		ウ. 就労継続支援（B型）	1 人
		②就労定着支援事業利用者	1 人
		③就労定着支援事業の就労定着率	75.0%

※実績は令和元年度末時点、目標は令和 5 年度末時点。

#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

国指針	<b>①児童発達支援センターの設置</b> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		
	<b>②保育所等訪問支援の実施</b> 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	<b>③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</b> 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。		
	<b>④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</b> 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本町の目標	実績	①児童発達支援センターの設置	整備済
		②保育所等訪問支援の実施	構築済
		③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	未整備
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	未整備
	目標	①児童発達支援センターの設置	整備済 (圏域)
		②保育所等訪問支援の実施	構築済 (圏域)
		③児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置 (圏域)
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置 及び配置 (圏域)

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

国指針	<b>相談支援体制の充実・強化等</b> 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。		
本町の目標	目標	①総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置 (圏域)
		②総合的・専門的な相談支援の実施	実施 (圏域)
		③訪問等による専門的な指導・助言	実施 (圏域)
		④相談支援事業者の人材育成の支援	実施 (圏域)
		⑤相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施 (圏域)

※目標は令和5年度末時点。

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国指針	<b>障がい福祉サービス等の質の向上</b> 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。		
本町の目標	目標	①岐阜県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	1人
		②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の整備	整備
		②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回

※目標は令和5年度末時点。



### 3 障がい福祉サービス等の見込み量及び確保方策

#### (1) 訪問系サービス

■第6期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	人分	11	12	14
	時間分	187	204	238
重度訪問介護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
同行援護	人分	1	1	1
	時間分	2	2	2
行動援護	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

#### ■見込み量確保のための方策

居宅介護については、利用増加に備えるため、新たな事業者の参入を促進します。また、中濃圏域で円滑なサービスが提供できるよう、広域的な連携を通じてサービスの質の向上やサービスを提供している事業所との協議、事業所職員への研修等に取り組みます。

なお、利用見込みのないサービスについては、障がい者の希望に合わせてサービスが提供できるよう、町内の体制整備や圏域における連携の強化を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

■第6期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	人分	29	30	31
	人日分	522	540	558
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	4	6	8
	人日分	76	114	152
就労移行支援	人分	1	1	1
	人日分	12	12	12
就労継続支援（A型）	人分	18	19	20
	人日分	324	342	360
就労継続支援（B型）	人分	11	12	14
	人日分	134	147	171
就労定着支援	人分	0	0	1
療養介護	人分	2	2	2
短期入所（福祉型）	人分	2	2	2
	人日分	20	20	20
短期入所（医療型）	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

### ■見込み量確保のための方策

生活介護は、町内にある「ゆうゆう舎川辺」「つくしんぼ」の利用者が大部分を占めています。今後、圏域の市町村との連携を図りながら、利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供体制の構築を図ります。

なお、利用見込みがないサービスについても、希望があれば利用できるよう、相談支援や広域的連携等を通じて対応を行います。

### (3) 住居系サービス

■第6期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	人分	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	6	7	8
施設入所支援	人分	15	15	15

#### ■見込み量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行を進める上で、地域における生活の場として必要不可欠なサービスであるという認識に基づき、新規事業者の参入を働きかけるなど、サービス提供体制の確保を図ります。

施設入所支援については、施設入所が必要な人にサービスを提供できるようにするとともに、地域移行への支援を行います。

自立生活援助については、障がい者の希望に合わせてサービスの提供ができるよう、広域的な取り組みを含めた支援を行います。

#### (4) 相談支援

##### ■第6期計画期間（1か月当たり見込み）

サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	人分	19	23	28
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	2	2	2

##### ■見込み量確保のための方策

事業所ヒアリングによると、最近3年間の利用者の動向として、計画相談支援が増加傾向となっています。利用者の意向や心身の状態等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス等利用計画の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員養成研修の充実を図るとともに、サービス提供事業所の新規参入を促します。

相談支援については、利用者への情報提供とサービスを必要とする人の適切な把握に努めます。

また、障がい種別に関わらず対応できる幅広い知識を備えた職員を育成するため、県や関係機関等で実施する研修会などへ積極的な参加促進を図ります。

## 4 地域生活支援事業の見込み量及び確保方策

### ◆地域生活支援事業（必須事業）

#### （１）理解促進研修・啓発事業

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有

#### ■見込み量確保のための方策

引き続き、地域住民の障がい者に対する理解を深めるための取り組みを行います。町や社会福祉協議会の広報誌等に障がいに関する情報を掲載したり、障がい者理解のための研修会等を開催します。さらに、障がい者が関わる団体や事業所と連携し、町内の企業や教育機関での障がいの理解を促進する事業の実施を検討します。

#### （２）自発的活動支援事業

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施	有	有	有

#### ■見込み量確保のための方策

情報や活動場所の提供等を通じて、障がい者が活動するサロンや、スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進の支援を行います。

また、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、障がい者団体などが自発的に行うピアサポート、災害対策やボランティア活動支援等の取り組みへの体制強化を図ります。

### (3) 相談支援事業

#### ■第6期計画期間（年間見込み）

サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害者相談支援事業	実施	有	有	有
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
地域自立支援協議会	設置	有	有	有

#### ■見込み量確保のための方策

障がい者の相談・助言や情報提供等を専門的な立場から行う相談支援体制の充実を図ります。

また、各種窓口で受け付けた相談については、関係部署や中濃圏域との連携を図り、支援体制を強化します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

#### ■第6期計画期間（年間見込み）

サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

#### ■見込み量確保のための方策

制度の利用を希望する人が円滑に利用できるよう、制度の周知・利用促進を図ります。

また、サービス事業者や相談支援事業者など関係機関との連携体制を整備することで、成年後見制度の利用を支援します。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施	有	有	有

### ■見込み量確保のための方策

法人後見活動を実施できる団体等を把握し、研修や組織体制の構築、専門職による支援体制が可能となるよう、近隣市町村と検討します。

また、各種窓口で受け付けた相談については、関係部署と連携を図りながら、情報を共有して相談に対応していきます。

## (6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
意思疎通支援事業 (コミュニケーション 支援事業)	人	1 (手話通訳者派遣 事業)	1 (手話通訳者派遣 事業)	1 (手話通訳者派遣 事業)

### ■見込み量確保のための方策

地域における手話通訳者や要約筆記者を必要とする人が事業を適切に利用できるよう、人材確保に努めます。

また、障がい者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。

## (7) 日常生活用具給付等事業

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具	件	4	5	7
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0
排せつ管理支援用具	件	184	178	172
住宅改修費	件	0	0	0

### ■見込み量確保のための方策

日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、令和2年度の利用実績がなかった用具も含め、障がい者の特性や状況に応じた適切な各種日常生活用具を給付し、利用を促進します。

また、事業の周知、利用の普及・啓発、給付品目の拡充を行います。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話奉仕員養成研修事業	人	2	2	2

### ■見込み量確保のための方策

美濃加茂市及び加茂郡広域で連携し、手話奉仕員養成研修を実施することで、手話通訳のできる人材の確保に努めるとともに、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。



## (9) 移動支援事業

### ■第6期計画期間（年間見込み）

サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

### ■見込み量確保のための方策

障がい者の社会参加につながるよう、事業の周知を図り、利用を促進します。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

### ■第6期計画期間（1か月当たり見込み）

サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援センター 機能強化事業	事業所数	3	3	3
	利用人数	53	60	67

### ■見込み量確保のための方策

中濃圏域における「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」の各事業所への地域活動支援センター事業の委託を継続し、事業を実施します。また、地域活動支援センターの周知を図り、利用者の障がいの特性に合わせた活動を提供することで、障がい者の利用を促進します。

## ◆地域生活支援事業（任意事業）

### （11）訪問入浴サービス事業

■第6期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス事業	人分	1	1	1
	人日分	5	5	5

#### ■見込み量確保のための方策

今後もサービスを安定的に供給できるよう、サービス量の確保及び質の維持に努めます。

### （12）日中一時支援事業

■第6期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業	人分	12	13	14
	人日分	99	107	115

#### ■見込み量確保のための方策

特別支援学校の生徒等、利用者のニーズに合わせた支援ができるよう、事業者との連携を進めます。

### (13) 自動車運転免許取得・改造助成

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自動車運転免許取得費の 助成	件	1	1	1
重度身体障害者介助用自 動車購入及び改造費助成 事業	件	2	2	2

#### ■見込み量確保のための方策

障がい者の社会参加を支援するため、今後もサービスを提供するとともに、自動車運転免許取得・改造助成に関する周知を図ります。

## 5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1 (圏域)	1 (圏域)	1 (圏域)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	1 (本町から圏域で実施する協議の場への参加者数)	1 (本町から圏域で実施する協議の場への参加者数)	1 (本町から圏域で実施する協議の場への参加者数)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	2	2	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1

### ■ 見込み量確保のための方策

中濃圏域で実施する、保健、医療、福祉関係者等による協議の場への参加により、関係者間における連携体制の強化を図るとともに、精神障がい者の地域移行や社会参加等を促進します。

## 6 発達障がい者等に対する支援

■第6期計画期間（年間見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラムの 支援プログラム等の 受講者数	人/年	1	1	1
ペアレントメンターの 人数	人/年	1	1	1
ピアサポート活動への 参加人数	人/年	1	1	1

### ■見込み量確保のための方策

発達障がい等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制の確保が重要です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保に関する各活動指標の設定及び達成を目指します。

## 7 障がい児福祉サービス等の見込み量及び確保方策

■第2期計画期間（1か月当たり見込み）				
サービスの種類	単位	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	人分	4	3	3
	人日分	32	24	24
医療型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	6	6	6
放課後等デイサービス	人分	15	15	16
	人日分	180	180	192
保育所等訪問支援	人分	1	1	1
	人日分	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	1	1	1
障害児相談支援	人分	11	16	23
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

### ■見込み量確保のための方策

地域における障がい児の状況把握に努め、各サービス提供事業所をはじめ、教育機関や子育てに関わる機関等と広域的な連携を図り、支援を必要とする子どもの早期発見と、速やかに療育につなげられるよう、切れ目のないサービスを提供します。

また、医療的な措置や支援が必要な医療的ケア児やその家族が安心して生活を送ることができるよう、コーディネーターの配置を目指します。

障がい児への適切な支援を行うため、事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。

## 8 子ども・子育て支援

### (1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備します。

### (2) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、「第2期川辺町子ども・子育て支援事業計画」において、令和5年度末までの、障がい児も含めた子ども全体の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、連携を図りながら進めていきます。

■第6期計画期間（年間見込み）					
サービスの種類	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）	定量的な見込み（人）		
			令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）
認定こども園	人/年	40	35	31	28
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	人/年	16	16	16	16

## 第5章 計画の推進体制

### 1 関係機関との連携

---

#### (1) 広域的連携の推進

施設整備等、本町のみでは取り組みが難しい施策や、広域的に取り組むことが効率的である施策については、県や近隣市町村との連携を図り、推進します。

#### (2) 関係各課との連携

障がい福祉に係る施策は、保健、医療、保育、教育、就労支援等、多岐の分野と関わっています。そのため、庁内関係部署との横断的な連携を強化し、総合的な障がい者施策の推進を図ります。

#### (3) 関係機関・事業所及び住民との協働

障がいに関する各種事業所・団体等との連携を強化するとともに、住民一人ひとりの障がいに対する理解やサービス等の利用促進を促すため、情報提供や情報公開を積極的に行い、広報・啓発を推進します。

### 2 目標値の確認と進捗管理

---

「障害者総合支援法」では、計画推進にあたってPDCAサイクルのプロセスを明示し、定期的に計画の調査や評価を行うこととされています。

地域自立支援協議会等で成果目標等の進捗状況を確認し、目標数値の達成度への評価や達成していない場合の背景等の検証を行った上で、必要な対策や改善を実行します。



# 資料編

## 1 川辺町障害福祉計画等策定委員会条例

---

○川辺町障害福祉計画等策定委員会条例

平成 26 年 3 月 19 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する障害福祉計画、児童福祉法(昭和 20 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する障害児福祉計画及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画の策定を円滑に行うため、川辺町障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、意見を述べるものとする。

(1) 障害福祉計画の策定に関する次のこと。

ア 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込み量の確保のための方策に関すること。

イ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

ウ その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

(2) 障害児福祉計画の策定に関する次のこと。

ア 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込み量の確保のための方策に関すること。

イ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

ウ その他障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

(3) 障害者計画の策定に係る障害者の状況の調査及び施策に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会の代表

(2) 社会福祉関係団体の代表

(3) 障害者福祉事業の実施の関係者

(4) 民生児童委員協議会の代表

- (5) 医療関係者の代表
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他、町長が適当であると認める者

2 委員の任期は、当該計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

附 則(平成29年6月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 川辺町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏名	所属等
会 長	加藤 賢	川辺町社会福祉協議会 会長 歯科医師
副会長	平岡 正男	川辺町議会議長
委 員	水野 隆文	川辺町民生児童委員協議会 会長
委 員	臼井 潤一郎	地域生活支援センターひびき 所長 岐阜県障がい福祉アドバイザー
委 員	石井 郁夫	岐阜県身体障がい者福祉協会 川辺分会長 川辺町身体障がい者相談員
委 員	可児 要	川辺町知的障がい者相談員
委 員	秋松 あゆ子	NPO法人「秋桜の詩」理事長
委 員	伊藤 純	ゆうゆう舎川辺 施設長
委 員	三宅 広章	川辺町社協相談支援センター管理者

### 事務局

氏名	所属等
長瀬 美紀江	健康福祉課 課長
井戸 陽子	健康福祉課 課長補佐
松本 哲平	健康福祉課 主事

## 3 用語解説

---

### あ行

#### 一般就労

一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

#### 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

### か行

#### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

#### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

#### 高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とし、失語・失行・失認のほか、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等により、日常生活又は社会生活に制約がある状態。外見上はわかりにくいため、周囲の人に理解されにくい。

#### コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割を持つ人のこと。

#### 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本指針に即して、市町村が5年を1期として作成することとされている、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定める計画。

## コミュニケーション

言葉や文字などの手段により視覚・聴覚に訴えて、意思・感情・思考を伝達し合うこと。

## さ行

### 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもの。

### 児童発達支援センター

児童福祉施設として定義されるもので、地域の障がい者やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援施設として位置付けられるもの。

### 重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。

### 障害者総合支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスの一元化や利用者負担などを定めた法律。市町村を実施主体として、障がい者の地域生活への移行や就労に向けた施策を展開し、障がい者の自立を目指した支援を行う。

### 障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。

### 成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度。

## た行

### 地域自立支援協議会

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者から組織されたもの。

### 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

### 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

### 地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務とする。

## は行

### 発達障がい

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義付けられているもの。

### パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行う際に、その案を公表し広く住民に意見を求めることで、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行うこと。

### ピアサポート

同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うこと。

### PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

### 福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

### **ペアレントトレーニング**

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

### **ペアレントプログラム**

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのこと。

### **ペアレントメンター**

発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、支援や情報提供等を行う。

### **放課後児童クラブ**

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室等を利用して放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの。

### **包容（インクルージョン）**

1980年代以降、アメリカの障がい児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

---

---

第6期川辺町障がい福祉計画・  
第2期川辺町障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行 川辺町  
編集 川辺町 健康福祉課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4  
TEL 0574-53-7216（直通）  
FAX 0574-53-2374

---

---